

鳥取縣公報

昭和十八年七月九日
第千四百四十九號

金曜日

目次

- 告 示 一頁
- 青年學校教員認可 一頁
- 被保險者證中無効 一頁
- 積駒糶賣期日變更認可 一頁
- 定期積駒糶市場開設許可 一頁
- 彙 報 一頁
- 昭和十八年度鳥取縣國民貯蓄增強實施要目 一頁

告 示

◇鳥取縣告示第三百五十八號
 青年學校教員資格規程第二條ニ依リ左ノ者ニ對シ夫々頭書ノ通青年學校教員タルコトヲ認可セリ
 昭和十八年七月九日
 鳥取縣知事 武 島 一 義

認可科目	本 籍 地	氏 名
認 可 科 目	本 籍 地	氏 名
教 練 科	米子市道笑町一丁目四五番地	矢野壽重
教 練 科	八頭郡八上村大字曳田一三番地	橋本元信
教 練 科	東伯郡由良町大字大谷一三九二番地	塚本俊弘
職 業 科	西伯郡天津村大字福成一三二一番地	野口實

家庭科 日野郡日光村大字栃原六一番地

中島 おりん

◆鳥取縣告示第三百五十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年七月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所在地名稱	無効トナリ タル年月日
岩とい	一 山崎 勝次	岩美郡浦富町 鳥取縣食糧營團浦 富出張所	一八、六、二二
同	二 吉岡重太郎	同	同
同	六 油淺 勝一	同	同
同	七 廣谷 健三	同	同

◆鳥取縣告示第三百六十號

岩美郡 畜産組合鳥取定期積貯市場業務規程第三條中積貯
鳥取市 糶賣期日左ノ通變更ノ件七月九日附認可セリ

昭和十八年七月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

同	同	同	同
四 竹内虎之助	同	同	同
三 山脇 正一	同	同	同
八 濱戸 綾子	同	同	同
五 岩崎時太郎	同	同	同
岩い、一、七、五 山本 久男	同	同	同
岩美郡小田村 日本鑛業株式會社 岩美鑛山	同	同	同
一八、六、一三	同	同	同

市場名	取扱家畜	變更前ノ市場開催日	變更後ノ市場開催日
鳥取定期 積貯市場	積貯 駒	三月二十五日、二 十六日 七月十三日、十四 日、十五日、十六日	三月二十六日、 七月十五日、十六日 十二月二十二日、 二十三日

◆鳥取縣告示第三百六十一號

岩美郡 畜産組合浦富定期積貯市場開設ノ件七月九日附左
ノ通許可セリ

昭和十八年七月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

市場名	開設地	取扱家畜	開催日
浦富定期積貯 駒積貯市場	岩美郡浦富町大字 浦富上内池田二千 九百五十六番地	積貯 駒	七月十三日、十四 日 十二月二十一日 三月二十五日

彙報

昭和十八年度 鳥取縣國民貯蓄

增强實施要目

決意新たに！さあ今年も
縣目標 八千萬圓必ず突破

大東亞戦争は今や決戦段階に入り、皇國は正に其の隆替
を賭して國家の總力を傾けてゐるのであつて、之が爲財政
の規模は飛躍的に増大し國債發行豫定額も亦巨額に上るべ
きは當然であるがその消化資金並に生産擴充資金等の供給
の確保は一に懸つて國民貯蓄の增强にあること改めて贅言
を要しない。更に通貨膨脹と物價の騰貴を抑制して戦争遂
行上缺くべからざる經濟秩序を維持し、且つ國民生活の安
定を期するが爲にも國民貯蓄の增强は眞に絶對の要件であ
る。殊に刻下焦眉の急務たる物的戦力增强の爲には、極力
勤勞の強化を圖ると共に、物資勞力等を擧げて之に轉換集

00151

中しなければならぬが、之が達成は國民貯蓄の推進に俟つべきものが甚だ多い。縣民は國民貯蓄の増強如何が戦時下經濟諸政策の綜合的成果となることに深く思を致し、その全生活を戦争目的に集中して勤勞に節約に奉公の誠を效し、凡ゆる困苦を克服して貯蓄の實踐に努めねばならぬ。

仍て鳥取縣では昭和十八年度國民貯蓄目標額二百七十億圓、本縣に於ける八千萬圓貯蓄目標額達成の爲に、昭和十八年度鳥取縣國民貯蓄増強實施要目を設定し從來の方策を繼續實施するの外その各項目に依り適時適策を樹立して成果の萬全を期することとなつたが、その要項は次の通りである。

第一 戦時國民貯蓄の眞義徹底

一 大東亞戦争は正に決戦段階に在るの認識を徹底せしめると共に貯蓄は負擔乃至犠牲と考へないで總力戦下に於ける奉公の途である所以を充分滲透せしめること。

二 戦争生活徹底に依つて國民貯蓄の増強を圖り、節約せられた物資勞力等は直接戦争生産に轉換集中せられ、物的戦力の増強となる關係を周知徹底せしめること。

三 國家總力戦の實體を凡ゆる角度より闡明し、實踐を伴はぬ單なる精神運動に依つては決して戦力増強を期し得ぬことを深く縣民に理解せしめること。

四 大政翼賛會其の他各種團體、言論機關、教育機關の活動を一段と促進する外、各種會合の利用、印刷物の作製配布等に依り戦時國民貯蓄の眞義徹底を圖ること。

第二 貯蓄總進軍態勢の確立

國民貯蓄實踐の實績に徴するに、貯蓄増加目標額の増大に伴つて地區により職業により或は人により成績の良否に著しい逕庭を生ずるに至つてゐて、此の凸凹を現状の儘に放置しては貯蓄増強に重大なる支障を與へることは明かである。仍て左記により之が是正に努めて貯蓄總進軍の確立を期する。

一 貯蓄成績の不良又は不十分な地區、團體、個人に對しては重點的に推進を徹底せしめること。之が爲直接事務擔當者並に關係行政機關を動員する外、大政翼賛會其の他各種團體等の協力を求めること。

二 貯蓄成績の不良な個人に對しては其の原因を探究の上

00152

或は積極的に生活指導家計改善等適切な指導を講じ或は反復徹底して推進を行ひて其の成績擧揚に努めること特に脱落者に關しては凡ゆる方法を講じて之が絶滅を期すること。

三 官公署・會社・工場・鑛山・事業場方面に對しては職域貯蓄の増強に關し貯蓄組合の整備擴充、職域貯蓄標準の勵行、勤務先預け金制度の活用、賞與國債支給の強化等を圖ること。

(イ) 特に五大産業部門其の他時局に依り収入の増加した職域に對しては重點的に貯蓄推進の方途を講ずること又勞務者に對しては勤勞の増強を徹底せしめると共に戦争生活の實踐に依る貯蓄の勵行につき強力なる指導を行ふこと。

(ロ) 工場事業場に於ける青少年勞務者に對しては一段と時局に對する認識に徹底せしめ、勤勞の合理的強化を圖ると共に積極的に生活指導を行ひ、給與額中生活必需品相當額を除いた残額は成るべく職域の貯蓄とさせるやう指導すること。

(ハ) 勞務者三十人未満の工場事業場に於ても必ず貯蓄組合を結成せしめるやう積極的に指導すること。

四 時局の影響に依つて急激に収入の増加した交通運輸業者、自由勞働者(大工・植木職・木挽・木出・馬車輓等)土木建築業者の方面に對しては、關係團體、勞務報國會其の他を活動せしめる等の方法により貯蓄組合を結成せしめ、又は國債債券の割當消化を爲さしめる等能力に應ずる貯蓄の推進を爲すこと。特に自由勞働者に對しては地域組合の貯蓄割當國債債券の隣保割當についても充分に其の能力に應じた貯蓄の實現を圖ること。

五 商工方面

(イ) 商工業者に對しては商業組合工業組合其の他同業組合を基幹とする貯蓄組合の結成を促進すること。

(ロ) 組合等を通じて國債債券特別割當消化の普及徹底を圖ること。

六 旅館・料理店其の他接客業方面

時局により収入の増加した方面の旅館料理店其の他接客業方面に對しては、旅館料理屋業組合其の他同業者の

00153

組合を基幹とする貯蓄組合を結成して貯蓄勵行に努めしめると共に、女中板前等の従業者に對しては勤め先の地域組合にも加入せしめる方法によつて、組合貯蓄の實行又は國債債券の購入等を爲さしめること。

七 農業・水産業に對しては貯蓄組合制度の普及徹底産業組合・畜産組合・漁業協同組合等を利用する販賣代金等の源泉貯蓄制度の強化特に繭・米・麥價格の引上げ金額、生産補給金及び米穀検査手数料廢止によつて浮んだ金額の貯蓄化を圖り、又豐作大漁等の際に於ける國債債券の大口消化を勵行すること。

八 自由職業(醫師・辯護士等)其他各種業域方面國民貯蓄組合未結成領域の絶無を期し、之が指導を積極的に反復推進すると共に、組合等を通じて國債債券等の特別割當消化を實行すること。

九 職場を有する下宿人に對しても地域組合の貯蓄目標額及び國債債券隣保消化目標額の割當を行ふこと。

十 其他貯蓄總進軍態勢の確立については左の諸點に留意し其の成果を擧げるやう努めること。

(イ) 團体的及び個人的貯蓄責任觀念特に貯蓄連帶責任觀念の確立

(ニ)(ハ)(ロ) 貯蓄即資産たる觀念の徹底
貯蓄實績の捕捉
優良なる施設事例の推奨普及

第三 決戦生活態勢の確立
一 戦時下に於ける勤勞は戰勝の爲國民に課せられた崇高なる實務であつて各人の生活の爲にするものでない所以を徹底せしめると共に、進んで總力戰の認識に基く新しい職分觀念の昂揚を圖り、家庭其他に於て其の本來の職分以外の面についても各人に可能な限り凡ゆる勤勞に努める氣風を醸成せしめること。

二 内職・副業に關しては之に對する平時的觀念を是正すると共に之が積極的指導によつて貯蓄源泉の造成に努めること。
三 物的戰力と國民生活の關係を知悉せしめ、國民は明日の奉仕に必要な健康と修養に關するもの以外は擧げて之、生活より取除く要ある所以を徹底せしめ、生活の切

00154

下げは即ち戰勝の途に外ならぬこと等を充分認識せしめること。

四 衣食住等に關する決戦生活の具体的様式を樹立し、之が實踐に必要な各般の施設並に措置を講じ、併せて其の實行を容易ならしめる社會的氣運の醸成に努めること。

(イ) 廣く消費節約を強調し、冠婚・葬祭・季節的年中行事宴會・贈答・記念日等に關する奢侈的消費の全面的抑制、衣食住等一切に關する消費生活の簡素化、入學卒業其他教育關係經費の節減に努めること。

(ロ) 一切の無駄を排除して間に合せ主義を獎勵し、廢品死藏品類の更生利用を圖り、進んで工夫と創意を凝らし、凡ゆる物資につき最も效率的な活用を圖る風を養ふこと。

(ハ) 社會的陋習の打破改善により、決戦生活實踐を容易ならしめるやう環境寮團氣の馴致育成を圖り、又負債整理の勸奨に努め、他面健全娛樂の普及についても考慮を拂ふこと。

(ニ) 生活必需品の配給の圓滑を期し、買溜等による不良

支出を抑制すると共に、少額の現金と雖も豫裕金は必ず金融機關に預入れ、又は國債購入や貯金に振向ける等努めて通貨の滯溜を防止すること。

五 官廳や法人團體等の方面に於ても前記の趣旨に則り、不急不要の行事の節減又は廢止、機密費・交際費・其他の經費の徹底的節減又は廢止に努めしめること。

第四 貯蓄標準の適實化

貯蓄増加目標額の増大に伴ひ團體及び個人のみならず貯蓄額は頗る加重して來たので、一層各地域・各團體・各個人の實情に即した貯蓄標準の設定に努めること。

(イ) 國債・債券の隣保消化及び地域組合の目標額については、漫然市町村民税とか所得税又は町會費のみによるが如きことなく、之等の長所短所を勘案してその缺點を補正すべき斟酌増減を加へる等最も妥當なる割當基準を設定すること。

(ロ) 法人貯蓄に關しては個人分とは別途に標準を設定して之が勵行を圖ること。

第五 一時的收入等の貯蓄強化

00155

臨時的乃至偶發的の收入、一時的乃至週期的の收入、及び満期貯蓄の受取金の類は其の單位金額が多くて非經常的收入である性質から浮動化の虞があり、且つ貯蓄化が容易な點に顧み、成るべく其の源泉に於て長期貯蓄化の方途を講ずること。

一 土地其の他の物件の處分代金に依る國債の購入保有については臨時資金調整法第十條の二を活用し、一層の工夫を以てその資料の蒐集に努めて之が徹底強化を圖ること。

二 資産處分代金・共助金並に會社合併交付金、清算分配金等又は退職金、臨時の給與金等については關係方面と連絡協調し、國債に依る支拂其の他急速貯蓄化の方途を講ずること。

三 年金・保險金・定期積立金・無盡給付金等満期貯蓄の受取金の再貯蓄化の方途を講じ、關係貯蓄取扱機關の協力によつて其の徹底を期すること。

第六 國債に對する認識徹底と目標額 完全消化促進

一 國債の大衆消化、殊に隣保消化の普及に伴ひ廣く國民一般に國債の保有を見てゐるが、從來國債に接する機會が尠かつた等の爲に、縣民の一部には今尙漠然と之が保有を回忌しようとするものも無くないので、左の諸點等を強調して國債に對する認識を徹底せしめること。

(イ) 國債は他の貯蓄と異つて直接戰費となるものであること。

(ロ) 國債は國家の隆盛即ち戰勝後に於ける我が國財政經濟の飛躍的發展に伴ひ、益々其の眞價を發揮するものであること。

(ハ) 國債は貯蓄方法として極めて有利確實であること。

二 此の爲各新聞・翼賛因伯・小冊子・展覽會等の利用を圖ると共に講演會・座談會或は國民貯蓄組合指導員を通して啓蒙に努めること。

三 惡質證券業者其の他國債價格攪亂者等に對する取締を

00156

強化する外、進んで國債の利用方法の擴張、國債貯金制度の趣旨普及に努めること。

第七 新種貯蓄制度の普及

臨時資金調整法の改正、納稅施設法の制定に伴ひ、國債貯金、貯蓄證券、戰時納稅貯金等各種の新種貯蓄制度を制定せられて實施せられるので夫々其の特色に應じて其の利用普及に努めること。

第八 國民貯蓄組合指導員制度の整備

一 指導員の活動を最も效率的ならしめる爲、各關係機關の連絡につき常に注意を拂ひ、又協議會座談會等に依つて經驗とか有益事例の交換に努めて本制度設定の趣旨を全うすること。

二 指導員は左の點に留意し活動せしめること。

(イ) 指導員をして特に組合貯蓄の増強及び國債債券隣保消化の推進に協力せしめること。

尙國民貯蓄組合並に國債債券隣保消化に關する事務の

指導及び援助を爲さしめること。

(ロ) 指導員には各種貯蓄に關する知識を修得させて之が普及に努め其の他能ふれば生活刷新の指導とか内職副業等の斡旋指導等によつて貯蓄源泉の培養を圖るやう努めしめること。

三 貯蓄模範地區を設置して指導員の特に熱心なる指導を促し、縣下全般をして漸次之に倣はしめるやう努めると。

第九 協力組織の運動方法

一 大政翼賛會縣支部は縣と緊密なる連絡の下に行政措置と呼應し最も強力に國民運動を展開して表裏一体となり之が成果の萬全を期すること。此の爲傘下團體其の他各種團體を動員して貯蓄實踐運動の展開を圖ること。

(イ) 縣翼賛壯年團は全機能を擧げて本運動の強力なる推進機關として非協力者の絶滅を期すること。

(ロ) 大日本婦人會縣支部は戰爭生活を徹底せしめ、家庭

00157

に於ける副業の指導獎勵を行ひ、「必勝國民貯蓄組合」を強化擴充すること。

(ハ) 産業報國會は勤勞の増強、消費の節約、特に青少年工の浪費抑制を徹底せしめ、關係職域の貯蓄の増強を期すること。

(ニ) 大日本青少年團は貯蓄思想を家庭の内部に滲透せしめること。

(ホ) 商業報國會は商工業者の貯蓄組合の飛躍的増強を期すること。

(ヘ) 農業報國聯盟は生産物販賣代金の天引貯蓄の勵行、豐作に基く増加所得の貯蓄化、米麥騰價格の引上げ金額、生産補給金及び米穀検査手数料廢止に依つて浮んだ金額の貯蓄振向けを圖ること。

(ト) 帝國在郷軍人會は其の貯蓄組合の擴充を強化徹底すること。

二、貯蓄割當を受けた組合は必ず之を構成員(部組織或

は各戸主又は各人)に割當をなすと共に、割當額の實現に必要な措置を講ずること。

三 學校は青年團及び生徒兒童を通し各家庭に於ける目標達成の推進をなさしめること。

四 各金融機關は縣下に於ける資金の撒布状況及び消費状況を調査し、機を逸せず貯蓄の勸奨に努めると共に新領域に向つて開拓を進めること。

五 上述の目的を達する爲廣く言論機關の協力により効果的なる啓發宣傳の方途を講ずること。

(地方課)

× × ×

昭和十八年七月九日印刷
昭和十八年七月九日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西島19) 前田印刷所